三重県公文書管理規程の一部改正(案)について

1 改正の趣旨

令和6年度の組織改正への対応のため、以下のとおり公文書管理規程を改正する。

2 改正内容

文書の発信者名【別表第2】を改正する。

3 施行期日

令和6年4月1日

4 三重県公文書管理規程の一部を改正する訓令(案)新旧対照表

改 正 後	ロロス (来 / 初 旧 / 1 無 衣 改 正 i				
別表第 2 (第 18 条関係)			別表第 2 (第 18 条関係)		
が			一 その 1		
例示	発信者名		例示	発信者名	
(略)	(略)		(略)	(略)	
1 国の機関宛てのもの(大臣又			1 国の機関宛てのもの(大臣又		
は大臣に準ずる者宛てのものを			は大臣に準ずる者宛てのものを		
除く。)			除く。)		
2 地方公共団体の機関宛てのも			2 地方公共団体の機関宛てのも		
の(当該地方公共団体の長又は			の(当該地方公共団体の長又は		
当該地方公共団体の議会の長宛	部(局)長		当該地方公共団体の議会の長宛	部(局)長	
てのものを除く。)	総務部デジタル推		てのものを除く。)	総務部デジタル推	
3 個人又は団体の長宛てのもの	進局長		3 個人又は団体の長宛てのもの	進局長	
4 部 (局)長並びに総務部デジ	地域連携・交通部ス		4 部 (局)長並びに総務部デジ	地域連携・交通部ス	
タル推進局長、地域連携・交通	ポーツ推進局長		タル推進局長、地域連携・交通	ポーツ推進局長	
部スポーツ推進局長、地域連	地域連携•交通部南		部スポーツ推進局長、地域連	地域連携•交通部南	
携・交通部南部地域振興局長、	部地域振興局長		携・交通部南部地域振興局長、	部地域振興局長	
環境生活部環境共生局長及び県	環境生活部環境共		環境生活部環境共生局長、医療	環境生活部環境共	
土整備部理事(以下「部(局)	生局長		<u>保健部理事</u> 及び県土整備部理事	生局長	
長等」という。) 宛てのもの			(以下「部(局)長等」という。)	医療保健部理事	
	県土整備部理事		宛てのもの	県土整備部理事	
5 本庁課の課長若しくはプロジ			5 本庁課の課長若しくはプロジ		
ェクトチームの担当課長又は地			ェクトチームの担当課長又は地		
域機関の長宛てのもの			域機関の長宛てのもの		
6 その他部(局)長等名による			6 その他部(局)長等名による		
ことを適当とするもの			ことを適当とするもの		
その2 (略)			その2 (略)		

【参考】三重県公文書管理規程(抜粋)

(文書の発信者名)

第18条 文書の発信者名は、三重県事務決裁及び委任規則(平成14年三重県規則第36号)により地域機関の長に委任されているものを除き、原則として知事名を用いなければならない。ただし、三重県公文例規程(昭和35年三重県訓令第15号)第2条第4号に規定する普通文書の発信者名は、<u>別表第2</u>の例によることができる。